

事務連絡
令和5年12月22日

各都道府県
市町村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
老健局老人保健課

第9期計画期間に向けた介護報酬改定及び制度改正に係る対応について

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

本日、令和6年度予算案等が決定され、令和6年度介護報酬改定の改定率、第9期計画期間に向けた制度改正等について、その内容が確定したところです。

従前、第9期介護保険事業計画の策定に向けては、サービス見込み量等の推計を円滑に行うことを支援するため、地域包括ケア「見える化」システム（以下「見える化システム」という。）における「将来推計機能」を提示しているところですが、給付費見込み等に関する標記に係る対応方法について、以下のとおりお示しします。

記

第1 令和6年度介護報酬改定に係る対応について

1 報酬改定率に係る対応について

令和6年度予算案では、令和6年度介護報酬改定率は+1.59%とされたところです。

今回の改定においては、介護職員の処遇改善分として+0.98%分が、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%が措置されますが、このうち、介護職員の処遇改善分が令和6年6月施行となることを踏まえ、市町村の給付費見込み等においては、+1.54% $((1.59 \times 33 + 0.61 \times 2) \div 35)$ を反映いただきますようお願いいたします。

当該数値については、本日付で、見える化システム上の総給付費（特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額等を除く。）部分に反映いたします。

※報酬請求月ベースで1.59%の影響が33月、0.61%の影響が2月に及ぶ前提で算出。

その上で、見える化システムは、特定入所者介護サービス費等給付額や高額介護サービス費等給付額等の部分について、報酬改定率を反映する仕様となっていないことから、これらに対して報酬改定率が与える影響については、「影響額算出シート」を活用して試算いただくとともに、給付費見込み等への反映をお願いします。

当該シートを活用いただくことで、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額に対して、報酬改定率を反映することが可能となります。

2 地域区分に係る対応について

介護報酬改定の内容については、今後、社会保障審議会への諮問とそれに対する答申を経て決定されますが、地域区分については、現時点の情報として、令和5年11月30日に開催された第233回介護給付費分科会資料4「その他の事項」83ページの（別紙）「令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域（案）」を踏まえて見える化システムへの反映を行います。また、サービスごと、地域ごとに設定される1単位の単価については、人件費割合も含め、既存の単位を「案」として反映を行います。

地域区分が変更となる保険者については、変更後の各介護サービス給付費への影響の反映が見える化システム上で行われます。見える化システムへの反映時期等については、追って御連絡いたしますが、各保険者におかれましては、適宜反映状況を確認ください。

第2 第9期計画期間に向けた制度改正に係る対応について

今般、予算編成過程における検討を踏まえ、第9期計画期間に向けた制度改正として、多床室の室料負担の見直し及び基準費用額（居住費）の見直しの内容が確定いたしました。これらの見直しによって生じる影響（室料相当給付費の減少、特定入所者介護サービス費等の増加）は改定率に織り込まれているため、第1の1に示した対応をお願いします。

1 多床室の室料負担の見直しによる影響

多床室に関して、一部の施設（介護老人保健施設においては「その他型」及び「療養型」、介護医療院においては「Ⅱ型」）については、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入することとなりました。当該見直しによって、室料相当の給付費（見える化システム上の「総給付費」）が減少する一方で、対象となる入所者のうち利用者負担第1～第3段階の者に対する「特定入所者介護サービス費等給付額」が増加します。

2 基準費用額（居住費）の見直しによる影響

近年の光熱水費の高騰に対応し、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点から、基準費用額を増額することとなりました。その際、従来から補足給付における負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、その利用者負担が増えないようにする（負担限度額を0円で据え置く）ことに伴い、利用者負担第1段階の多床室利用者に対する「特定入所者介護サービス費等給付額」が増加します。

（補足） 利用者負担の在り方について

利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準については、予算編成過程における検討を踏まえ、大臣折衝において「介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに、結論を得る。」ことを確認したところです。このため、第9期計画期間における介護保険給付費への影響は生じません。

【照会先】

厚生労働省老健局介護保険計画課
企画法令係

担 当：新井、野沢、武村

電 話：03-5253-1111（内線：2937、2260）